

## 1. 訪問看護を利用する際の流れ

- ◎ 訪問看護を利用する対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めただものに限られます。そのため、訪問看護ステーションは、訪問看護の開始に際しては、利用者の主治医が発行する「**訪問看護指示書**」の交付を受ける必要があります
- ◎ 訪問看護ステーションは、定期的に「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、主治医との密接かつ適切な連携を図ります
- ◎ 介護保険上は、ケアマネジャーが作成する「**ケアプラン**」に基づいて、適切な訪問看護を提供するために「訪問看護計画書」を作成し、訪問看護を実施します
- ◎ ケアマネジャーとの密接な連携により、利用者の状態に応じて看護を提供します

